

**新法人および
新病院の名称ならびに
理事長・病院長予定者が
決定**

4月1日から21日までの公募期間中、皆さまから144件の名称作品の応募がありました。

■**選定方法**／筑西・桜川地域新中核病院整備幹事会で3作品を選定した後、地方独立行政法人の設立団体の長である須藤茂筑西市長が決定しました。

■**新法人名称**／地方独立行政法人茨城県西部医療機構

■**新病院名称**／茨城県西部メディカルセンター

さらに、新病院の名称決定と合わせて、新法人が地方独立行政法人として認可、設立した際の理事長および病院長の予定者が決定しました。

■**新法人の理事長**／水谷太郎
筑西市医療監(前筑波大学付属病院副病院長)

■**新病院の病院長**／梶井英治
筑西市医療監(前自治医科大学地域医療学センター長)

■**問合せ**／筑西市 中核病院整備部 業務推進第一課 (☎0296-22-0500)

納税には口座振替がお勧めです

口座振替の手続きをしていれば、納め忘れなどがなくなり安心確実です。振替手数料などはかかりません。

一度手続きすれば毎年自動更新となりますが、死亡・所有権移転などで納税義務者が変更された場合は、新たに手続きが必要となりますのでご注意ください。

手続きは、市内の金融機関・郵便局や市役所各庁舎の税関係窓口で簡単に行えます。(通帳・通帳印・納税通知書などをご持参ください。)
※口座振替依頼書に記載されている約定をお読みください。

滞納者に対する滞納処分を強化しています

市税などに滞納がある場合には、督促状や催告書を送付しています。これらの通知が届いたら速やかに納付をお願いします。そのまま放置し、納付または納税相談も無い場合には滞納処分の対象となり、財産調査、預貯金・生命保険・給与などの差押えを行

うこととなります。(ご本人への事前通知や同意などは必要なく行うことができます。)

滞納処分の件数は、毎年、増加傾向にあります。一括納付が困難な場合は、納税相談を受けましょう。

平成28年度滞納処分状況

平成28年度に行った滞納処分件数などは次のとおりです。これらにより2,897万円余りが市税などの滞納金に充当されました。

平成28年度の滞納処分(差押え等)の状況

		件数	税充当額(円) (自主納付含む)
差押え	不動産	12	21,298,279
	預貯金	110	
	所得税の還付金	39	
	給与等	7	
	生命保険	19	
	その他	14	
公 売	不動産	8	7,676,610
合 計	—	209	28,974,889

納税相談を実施します

市では次のように平日延長業務・休日業務を行っています

すので、納税相談・納税などにご利用ください。場所は市役所大和庁舎1階(収税課)になります。

【平日延長窓口】

■**実施日**／毎週木曜日
■**時間**／19時30分まで

【休日納税相談】

■**実施日**／毎月の最終日曜日
■**時間**／9時～16時

納税Q&A

Q 事情により納付が困難です。相談したいのですが平日は忙しくて行けません。

A 失業・病気等の特別な事情によって納付が困難な方には事情をお聞きした上で納付計画を立てていただきます。未納のまま放置すると延滞金(年9%)が加算されますし、何より事情がわかりません。前述のとおり納税相談を実施していますのでご利用ください。

Q 固定資産税の振替口座の変更依頼をしたのに、①共有名義分と②亡くなった父の分が変更されていません。

A ①単独名義分以外に共有名義分がある場合には、それぞれの所有形態(○外1名、桜川太郎・花子)ごとに手続きが必要です。

②また、亡くなられた方も登記簿上所有者を変更しない限り、その方のお名前での手続きとなります。

固定資産税は、1月1日現在登記簿に所有者として登記されている方に対し当該年度分が課税されます。土地・家屋の所有者は、4月に発送された納税通知書の「課税明細書」に記載されていますのでご確認ください。

■**問合せ**／収税課 (☎0296-58-5621直通)